

手続	趣旨目的	想定されるケース	<input type="checkbox"/> 手続違法 <input type="checkbox"/> 手続適法	手続の違法	<input type="checkbox"/> 取消事由となる <input type="checkbox"/> 取消事由とならない	課税処分取消し
事前通知 (原則)	<ul style="list-style-type: none"> 調査手続の透明性・納税者の予見可能性を高める 納税者における事前準備を可能にする 	(1) 事前通知を行ったが、通知事項の一部が欠落していたケース	×	所定の手続を執っていない	○	調査の対象が特定される程度に通知されていれば、趣旨目的に反するほど重大な違法なし
事前通知なし (例外)	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な納税者の課税逃れを助長するなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないようにする 課税の公平を確保する 	(2) 事前通知を要しない場合に該当すると判断して、事前通知をせずに実地の調査を実施したところ、納税者からその手続が違法と主張されたケース	○	事前通知を要しない場合に該当するかどうかの判断は課税当局の専門技術的裁量に委ねられるから、違法となることは通常考えられない	-	-
			×	裁判所が、課税当局の判断に合理性がないと判断した場合 (例) 判断が全く事実の基礎を欠く、事実に対する評価が明白に合理性を欠くなど	×	趣旨目的に反する重大な違法あり 取り消される課税処分の範囲は、違法収集証拠排除の考え方によれば、事前通知をしなかった違法な手続により収集された資料を基礎とする部分に限られると考えられる
調査結果の内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> 税務当局の納税者に対する説明責任を強化する 納税者が自発的に修正申告等をするか否かを判断するための情報を提供する 	(1) 調査結果の内容の説明を行ったが、納税者から説明の内容が不十分と主張されたケース	○	納税者が修正申告等をするか否かを判断できる程度の内容を説明した場合	-	-
		(2) 調査結果の内容の説明を行わなかったケース	×	手続の完全懈怠	×	趣旨目的を没却する重大な違法あり
			○	納税者等が説明を受けることを拒否したなど、課税当局として説明責任を果たしたといえる場合	-	調査結果の内容と同等のものが既に示され、納税者もこれを了知し得る状態にあったと認められる場合において、それと同一の内容の課税処分が行われたとき
修正申告等の勧奨	<ul style="list-style-type: none"> 申告納税制度の一層の充実・発展 	(1) 修正申告等の勧奨を行わなかったケース	○	「勧奨することができる」は権限を定めたもの	-	-
法的効果の説明 教示書面の交付	<ul style="list-style-type: none"> 納税者の意に反して不服申立てという救済の途が閉ざされないようにする 	(2) 勧奨の際、法的効果の説明、教示書面の交付のいずれかを行わなかったケース	×	所定の手続を執っていない	○	趣旨目的に反するほど重大な違法なし
		(3) 勧奨の際、法的効果の説明、教示書面の交付のいずれも行わなかったケース	×	所定の手続を執っていない	○	納税者は法的利益を失っていない (趣旨目的は害されていない)
		イ その後、修正申告等がされず、更正決定等を行ったケース	×	所定の手続を執っていない	○	修正申告等が無効となることはないから、加算税戻課決定処分が取り消されることはない
		ロ その後、修正申告等がされたケース	×	所定の手続を執っていない	○	修正申告等が無効となることはないから、加算税戻課決定処分が取り消されることはない
再調査	<ul style="list-style-type: none"> 納税者の負担軽減を図りつつ、適正公平な課税の確保を図る 	再調査の要件を満たすと判断して再調査を実施したところ、納税者からその手続が違法と主張されたケース	○	再調査の要件を満たすかどうかの判断は課税当局の専門技術的裁量に委ねられるから、違法となることは通常考えられない	-	-
			×	裁判所が、課税当局の判断に合理性がないと判断した場合 (例) 判断が全く事実の基礎を欠く、事実に対する評価が明白に合理性を欠くなど	×	趣旨目的に反する重大な違法あり 取り消される課税処分の範囲は、違法収集証拠排除の考え方によれば、再調査をした違法な手続により収集された資料を基礎とする部分に限られると考えられる